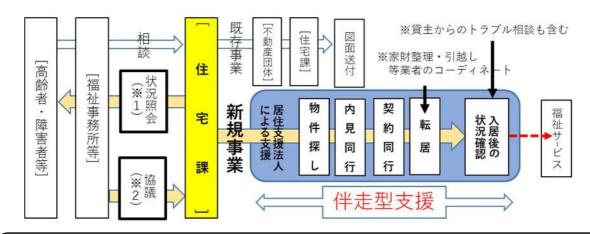
令和3年7月19日都市整備部住宅課

# 伴走型支援の実施について

## 1 伴走型支援の実施内容



原則として、住宅課が既存事業への申込情報に基づき対象者の選定を行う。(1)ただし、相談内容に応じて福祉事務所等が住宅課に協議することができる。(2)

# 2 伴走型支援の対象者

以下の(1)および(2)の要件を満たす世帯

(1)次のいずれかに該当し、既存事業やその他の手段では住まいの確保が困 難であること

高齢で立ち退きを迫られている世帯

障害者または障害者のいる世帯

その他住宅課が必要と認める高齢者世帯・ひとり親家庭

の考え方 心身状況や生活能力から、自ら不動産店において物件探しを行うことが困難である世帯

(2)本人が伴走型支援を希望しており、そのことを住宅課が確認していること

#### 3 委託事業者

共同企業体ささえるテップル

## 4 現況

資料 2 (3 類型別実績)で示した伴走型支援を実施した 8 人の状況(7月 12 日時点)は下表のとおり

	高齢者	高齢 + 障害	障害者	計
世帯数	4	1	3	8 世帯
転居済み・成約済み	2	0	0	2 件
物件調査継続中	2	1	3	6 件

障害状況:身体障害0件、精神障害4件、知的障害0件